

意欲と能力のある林業経営体の審査基準

次の項目の基準をすべて満たしていること。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有する

項 目	基 準
(1) 素材生産に関する生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、或いは間伐又は主伐の生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>なお、生産量を5年間で約2割増加させる目標とし、登録の有効期間内に一定の水準に達した場合は、目標に達したものとする。</p> <p>※ 「一定の割合」については、5年間で約2割とする。</p> <p>※ 「一定の水準」については、生産性は間伐7 m³/人日、主伐9 m³/人日、生産量は3,700 m³/年とし、基準の公表から10年を経過した日以後、国及び県内の木材生産の状況を踏まえて見直す。</p> <p>※ 他者への請負を含む。</p> <p>※ 共同申請の場合、生産性は、構成する林業経営体の実績から計算し、生産量は、構成する林業経営体の実績を合計した値とする。</p>
(2) 生産管理又は木材流通の合理化等	<p>次の①又は②のいずれかに取り組んでいること。</p> <p>① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化等</p> <p>※ 1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。</p> <p>※ 共同申請の場合は、構成する林業経営体のいずれかが取り組んでおり、共同申請の場合においても実現可能な場合を含む。</p>

<p>(3) 造林・保育の省力化、低コスト化への取り組み</p>	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等のいずれかに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 低密度植栽とは、市町村森林整備計画に規定する標準的な植栽本数以下（保安林指定要件を下限とし、植栽本数の決定に関する考えが合理的と認められること）とする。 ※ 下刈の省略とは、市町村森林整備計画に規定する標準的な下刈回数以下（植栽年の省略等）とする。 ※ 他者への請負を含む。 ※ 1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。 ※ 共同申請の場合は、構成する林業経営体のいずれかが取り組んでおり、共同申請の場合においても実現可能な場合を含む。
<p>(4) 主伐後に再造林を行う体制の確保及び取り組み</p>	<p>次の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 ・ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定や契約書等により一体的に実施できる体制があることとする。 ※ 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。 ※ 他者への請負を含む。 ※ 1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。 ※ 共同申請の場合は、構成する林業経営体のいずれかが取り組んでおり、共同申請の場合においても実現可能な場合を含む。
<p>(5) 作業の質や安全性等に関する実施体制の確保</p>	<p>素材生産又は造林・保育に関して、その事業実績等から作業の質や安全性等に関して一定以上の能力を有していると認められ、3年以上の事業実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 実績期間は、作業の質や安全性等に関して一定以上の能力を有していれば通算した期間でもよい。 ※ 一定以上の能力を有していると認められる場合には、現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合なども含む。 ※ 共同申請の場合は、代表者が基準を満たし、共同申請の場合においても実施可能なこと。

<p>(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 ※ 1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。 ※ 共同申請の場合は、構成する林業経営体が全て実施していること。
<p>(7)雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「第4条に基づく…(略)…取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生等の充実等の雇用管理の改善 ・ リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 ※ 1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。 ※ 共同申請の場合は、構成する林業経営体が全て実施していること。
<p>(8)コンプライアンスの確保</p>	<p>次の全てに該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していないこと ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない経営体 ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている経営体 ・ (6)の行動規範等に違反した行為をしたと認められる経営体 ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある経営体 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 ※ 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 ※ 「その他…(略)…相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。 ※ 共同申請の場合は、構成する林業経営体が全て実施していること。

<p>(9) 常勤役員の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、申請の日から3年を経過した日以後、最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合を含む。 ※ 共同申請の場合は、代表者が基準を満たしていること。</p>
--------------------	--

2 経営管理を確実に行うための経理的な基礎を有する

項目	基準												
(1) 経理状況	<p>次の2つの両方を満たしていること</p> <p>① 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。</p> <p>② 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p> <p>※ 経理状況が良好</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>直近の事業年度</th> <th></th> <th>直近3年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人</td> <td>自己資本比率 > 0% (債務超過でない)</td> <td>及び</td> <td>経常利益金額等が全てマイナスという状況になっていない</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>負債 < 資産</td> <td>及び</td> <td>所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていない</td> </tr> </tbody> </table>		直近の事業年度		直近3年間	法人	自己資本比率 > 0% (債務超過でない)	及び	経常利益金額等が全てマイナスという状況になっていない	個人	負債 < 資産	及び	所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていない
		直近の事業年度		直近3年間									
法人	自己資本比率 > 0% (債務超過でない)	及び	経常利益金額等が全てマイナスという状況になっていない										
個人	負債 < 資産	及び	所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていない										
<p>※ 満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付し、申請した日から5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p> <p>※ 自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100</p> <p>※ 経常利益金額等 = 損益計算書上の経常利益 + 減価償却費</p> <p>※ 共同申請の場合、構成している林業経営体の全てが①と②を満たしていること。</p>													